

## 積算業務民間委託に係る第9回技術調査実施要項

令和元年5月22日  
県土整備部整備企画課

### 1 趣旨

この要項は、積算業務民間委託に向け民間の技術的能力を確認するため、第9回技術調査を実施することとし、これに関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 調査日及び会場

調査日：令和元年7月4日（木）～令和元年7月5日（金）

会 場：

青森県観光物産館アスパム 会議室「十和田（4F）」

住所：青森市安方一丁目1-40

TEL：017-735-5311

\*駐車場利用に伴う料金は受験者において負担すること。アスパム駐車場利用の場合は、通常料金の半額となる（手続きは県が対応する）。

### 3 受験料

無料とする。

### 4 受験資格

#### (1) 企業

次に掲げる条件を全て満たしていること。

①県内に本店を有していること。

②青森県建設関連業務有資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に登録されていること。

③建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第2条第1項の規定による建設コンサルタント登録簿に登録されていること。

#### (2) 受験者

上記(1)の条件を満たす企業に所属する職員。但し、これまでの技術調査において2回連続して合格した者（従事認定者）は受験不可とする。

#### (3) 受験人数

各企業において最大5名まで申し込み可能とするが、受験を保証するのは3名までとする。申し込み状況により、受験者4、受験者5の優先順位で調整する。

但し、第8回技術調査の合格者については受験を保証することとし、申し込み可能人数に含める。

### 5 当日のスケジュール

1日目：令和元年 7月4日（木）9:30～17:15

2日目：令和元年 7月5日（金）9:20～17:15

(1) 1日目

- 9:30～10:00 受付
- 10:00～10:15 受験に関する説明
- 10:15～11:00 土木積算システムのインストール
- 11:00～12:00 土木積算システムの操作説明（前半）
- 13:00～14:30 土木積算システムの操作説明（後半）
- 14:30～17:15 土木積算システムの操作練習

- ①受付時は、係員に受験番号を伝え、写真付の書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等）を提示すること。インストール用 CD（受験番号記載済み）及び土木積算システム操作マニュアルを机上に配付しているため、マニュアルに受験番号と氏名を記入すること。
- ②受付時刻を過ぎた場合は、受け付けない。
- ③パソコン電源は、各自の机上の電源コンセントを使用すること。
- ④インストール用 CD は、土木積算システムのインストール（所要時間 20～30 分程度）終了後、係員が回収する。
- ⑤システムの操作練習は、所定の時間内で行うこと。
- ⑥質問は、システム操作方法に関する以外は受け付けない。
- ⑦トイレ、喫煙、休憩等に係る入退室は自由とする。
- ⑧昼食時間は 12:00～13:00 とし、会場内での食事が可能である。
- ⑨退出時は、操作練習で作成した内訳表、特殊施工単価表、登録単価表については、全て削除し、鏡（1）及び（2）については削除しないで、設計書を保存すること。また、削除箇所について係員の確認を得て、パソコンをそのまま机の上に置き、土木積算システム操作マニュアルを係員に返却すること。
- ⑩パソコンは、2 日目試験終了まで会場に存置することになるが、県及び会場側ではトラブル発生時の責任を負わないので、パソコン保険の加入については受験者側で対応すること。
- ⑪土木積算システムのインストール終了後は、早期退出を認める。希望する者は挙手し、土木積算システム操作マニュアルを係員に返却してから退出すること。

(2) 2日目

- 9:20～ 9:50 受付
- 9:50～10:00 受験に関する説明
- 10:00～12:00 試験
- 12:00～13:00 昼食（会場内での食事が可能である）
- 13:00～14:30 試験
- 14:30～14:45 休憩
- 14:45～16:00 試験
- 16:00～17:15 積算結果提出作業

- ①受付時は、係員に受験番号を伝え、写真付の書類を提示すること。係員が配付する USB 提出用封筒を受け取り、着席後、受験番号、氏名、企業名を記入すること。

- ②受付時刻を過ぎた場合は、受け付けない。
- ③土木積算システム操作マニュアルは、受験者の机上にあらかじめ存置している。
- ④問題及び土木積算システム操作に関する質問は、受け付けない。
- ⑤トイレ等で退室を希望する者は、挙手し係員の了解を得ること。
- ⑥試験開始または再開時において着席していない場合は、注意し、繰り返す場合は受験を無効とする。
- ⑦積算終了後は、積算結果（帳票）を PDF ファイルに変換し、デスクトップ上に保存する（ファイル名は受験番号とすること）。次に保存したファイルを USB メモリにコピーし、県が配付した封筒（受験番号、氏名、企業名が記載されていることを確認すること）に入れ、提出に備えること。
- ⑧USB メモリの提出準備が完了した者は挙手し、係員からインストール用 CD を受け取ること。土木積算システムの外部流出を防止するため、再配付されたインストール用 CD を使用してシステムのアンインストールを行うこと。
- ⑨上記⑧終了後再び挙手し、デスクトップ上に保存した PDF ファイル及びアンインストールについて、係員の確認を得ること。
- ⑩USB メモリを入れた封筒の提出及びインストール用 CD・土木積算システム操作マニュアルの返却により試験終了となる。
- ⑪早期退出は 11:00 以降認める。希望する者は、上記⑦の後挙手し、係員の確認を得て、USB メモリを提出し退出すること。その際、パソコンをはじめ各自の持参品を全て持ち帰ること。また、退出後の再入室は禁止する。
- ⑫USB メモリは後日返却する。また、パソコンに保存した PDF ファイルの削除時期は、別途連絡する。
- ⑬16:00 の試験終了時点で積算の全体作業が未完成であっても、17:15 までにエラーの行を削除するなどして、積算を完了したうえで⑦～⑩の作業を行う。

## 6 受験申込

受験を希望する者は、別紙「積算業務民間委託に係る第 9 回技術調査受験申込書」に企業単位で所要事項を記入のうえ、令和元年 5 月 23 日から令和元年 6 月 5 日までの申込受付期間中に、整備企画課所属ユーザあてメールで提出すること。受信後、当課から企業あてに、申込書受理の確認メールを送信する。

送付先メールアドレス：

県土整備部整備企画課所属ユーザ<seibikikaku@pref.aomori.lg.jp>

## 7 受験申込後から技術調査前までの流れ

### (1) 令和元年 6 月 7 日

受験者が所属する企業あて、受験番号、氏名、受験会場の室名等をメール送付するので、必ず受信確認を行うこと。県からメール送付されない場合は令和元年 6 月 11 日までに連絡すること。県では、受信確認の有無にかかわらず、メール送付されているものとみなす。

(2) 令和元年6月21日

令和元年6月21日までに、受験者が所属する企業あて、問題をメール送付するので、必ず受信確認を行うこと。問題がメール送付されない場合は、令和元年6月25日までに連絡すること。

【問題の定義】

問題とは、「図面一式」、「特記仕様書」、「数量集計表（但し、計上数量は空欄）」、「条件一覧表（積算に不可欠な情報を整理したもの）」である。単価適用世代は、平成31年4月1日とする（歩掛適用世代は平成30年10月1日）。

なおこの数量は、技術調査2日目の試験の数量でないことに留意すること。

8 当日持参するもの

(1) 必ず必要なもの

①本人であることを証明する写真付の書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード等）

②ノートパソコン等

動作環境等は次のとおり（あくまでも推奨する性能であり、目安である）。

項目	必要な規格	備考
CPU	Core i3 と同等以上。	
メモリ	2GB 以上。	
ハードディスク	Cドライブ 空き領域：50GB 以上	CDの読み込みが可能なディスクドライブ及び USB の書き込みが可能なポートを装着していること。
基本ソフト	Windows 7(32bit) <del>Windows Vista(32bit)</del> Windows10(64bit)	Windows 7 Starter は使用不可。 Windows 8 は使用不可。
PDF 変換ソフト	各自のパソコンで変換できるソフトであること。	無料のフリーソフトでも良い。 事前にインストールしておくこと。
提出用 USB メモリ 1 個	空き容量 10MB 以上	2日目の積算結果提出用。 ウイルスチェック済みであること。

\*各自のパソコンを1日目から2日目試験終了まで会場に存置するため、パソコン本体に、受験番号、氏名、企業名を明示したシール等を必ず貼付してくること。

\*上記仕様を満たさないことに起因するインストールの不具合については、県では責任を負わない。

③問題（事前にメール送付する）

## (2) 持参可能なもの

### ①積算基準書

- ・「平成30年度土木工事標準積算基準書（共通編）（平成30年10月1日以降適用）青森県県土整備部」の写し
- ・「平成30年度土木工事標準積算基準書（道路編）（平成30年10月1日以降適用）青森県県土整備部」の写し
- ・「平成30年度土木工事標準積算基準書（河川編）（平成30年10月1日以降適用）青森県県土整備部」の写し

\*上記図書のうち、出題する範囲を含む部分のページを令和元年6月21日までにメールで通知する（上記図書は、整備企画課及び各地域県民局地域整備部で閲覧・貸出している）。

### ②設計単価表

- ・「平成31年度土木工事及び委託業務設計単価表（平成31年4月1日以降適用）青森県県土整備部」（物価調査会、経済調査会の単価を除く）

\*上記図書は、整備企画課ホームページに掲載している。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei-tanka.html>

### ③市販されている単価・歩掛・積算基準等。

### ④電卓

### ⑤筆記用具

## 9 出題内容等

### (1) 出題範囲

出題範囲は、「河川事業、砂防事業、現道拡幅、歩道設置、舗装新設、道路改良工事等で重要構造物を含まない簡易レベルのもの」とする。

### (2) 試験数量

当日は、事前送付した数量に替えて「試験の計算数量（設計数量）」を配付するので、それに基づき計上数量を算出し、積算を行うこと。

## 10 配点の考え方

(1) 配点は「積算結果（帳票）」を対象とし、「(2) と (3) の合計」とする。

(2) 下記①～④の合計ポイント数を100%とする。

### ①積算情報

- ・積算システム入力における「システム鏡(1)」、「システム鏡(2)」の配点ポイント（令和元年6月21日までに問題とともに送付する「第9回技術調査条件一覧表」参照）のとおり。

### ②本工事費内訳表

- ・「数量」欄の入力値を1ポイントとする（但し、計算数量において1式計上としている箇所は除く）。
- ・「単価」欄に引用する「施工単価」「材料単価」「労務単価」を1ポイントとする。

③単価表（明細表）

- ・「施工単価」については、入力すべき施工条件が全て合致する場合のみ、当該条件数と同数のポイントとする。

④登録単価

- ・施工単価に取り入れる登録単価については、1ポイントとみなす。なお、施工単価においては、この登録単価を含めた施工条件が全て合致することが必要である。

⑤その他

- ・登録単価については、最低限の規格等を記載すること。なお、内訳表の流れの中で規格等がわかる場合は支障ないものとする。

(3) 下記①～④の合計ポイント数を減点する。

①積算情報

- ・積算システム入力における「システム鏡（1）」、「システム鏡（2）」の配点ポイント対象外項目（令和元年6月21日までに、問題とともに送付する）で、条件一覧表どおりに入力していない場合は、各項目1ポイントずつ減とする。

②工事総括表の概要取込

- ・不必要な回答が追加されている場合は、1行につき1ポイント減とする。

③本工事費内訳表

- ・「数量欄」で「1式」計上している箇所に入力ミスがあった場合は、1ポイント減とする。
- ・「単位欄」に入力ミスがあった場合は、1箇所につき1ポイント減とする。
- ・レベル1～5の入力項目において、レベル及び内容のミスがあった場合は、1行につき4ポイント減とする。
- ・レベル6の入力項目において、レベル及び記載ミスがあった場合は、4ポイント減とする。
- ・不必要な回答が追加されている場合は、1行につき4ポイント減とする。

11 第9回技術調査の結果

(1) 合格基準

正解率90%以上を合格とする。

(2) 合格者及び正解の発表

合格者の受験番号及び正解を令和元年8月19日に県ホームページに掲載する。

(3) 合格を証明する文書

合格者には、合格を証明する文書を令和元年9月6日までに発出する。

(4) 合格者名簿

合格者が所属する企業名、合格者の氏名、生年月日、及び合格履歴等を記載した合格者名簿を整備企画課長が管理する。なお、合格者が所属する企業等に変更があった場合は、1ヶ月以内に変更届を提出すること。その際は、社会保険証の写しを添付すること。

(5) 異議申し立て

①上記(2)について異議のある受験者または企業は、発表の日から起算して7日以

内に、書面により整備企画課長あて請求をすることができる。

②整備企画課長は、上記①により受験者または企業から請求がなされた場合は、7日以内に回答するものとする。

## 12 その他

### (1) 不正行為

①替え玉受験が発覚した場合は、失格とする。

②受験中に私語を交わしたり、他者のパソコンをのぞき見るような行為が確認された場合は厳重に注意をし、なお繰り返す場合には失格とする。

③各企業間では、問題に関する情報交換をしないこと。不正行為の情報提供があった場合は、関係者の事情聴取を行い受験を無効とすることもある。

### (2) 携帯電話等の電子機器

電源を切りカバン等に収納しておくこと。

### (3) 体調不良

体調不良の場合は、挙手して係員に申し出ること。

### (4) プリンタ

会場には入力結果を印刷するためのプリンタの持ち込みができないので、内容の確認は、パソコンのディスプレイ上で行うこと。

### (5) 飲み物

会場における飲み物は、倒れても中身の漏れないペットボトル等のみとする。

## 13 問い合わせ先

青森県 県土整備部 整備企画課

技術管理グループ

TEL 017-734-9645

\*質問等は、整備企画課のFAXまたはメールで送付すること。その際、企業名、担当者名、電話番号を記載すること。様式は自由とする。なお、本要項に関する質問は受け付けるが、積算基準等に関する質問は受け付けない。

FAX 017-734-8184

メールアドレス（整備企画課所属ユーザー）<seibikikaku@pref.aomori.lg.jp>